平成２２年（フ）第１０号
北海道常呂郡訓子府町西幸町36番地
債務者　八鍬　則幹
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第１９号
埼玉県八潮市八潮５丁目８番地６　ジュエルプラザ203号室
債務者　竹内　康雄
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２０号
埼玉県八潮市八潮５丁目８番地６　ジュエルプラザ203号室
債務者　竹内　明美
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１４９０号
千葉市若葉区若松町78番地の２
債務者　高橋　里子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４９７号
千葉県八千代市大和田新田380番地６　周郷ハイツ206号
債務者　安西　浩一
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５２９号
千葉県千葉市稲毛区あやめ台２番20棟208号
債務者　日高　俊子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５５７号
千葉県船橋市上山町２丁目255番地　サニーヒル奥村101号
債務者　小平千恵子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３号
千葉県市原市皆吉1752番地６　串田住宅16号
債務者　明賀　　勇
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４号
千葉県市原市皆吉1752番地６　串田住宅16号
債務者　明賀由美子（旧姓佐久間）
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３７号
千葉市花見川区花見川８番９棟403号
債務者　太田　恵美
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６３号
千葉市美浜区真砂２丁目４番９棟108号
債務者　酒井　美喜
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５２３号
静岡県沼津市西島町18番52号、前住所静岡県沼津市中沢田392番地の５　中沢ハイツＢ棟204号
債務者　鈴木　　祥
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５７５号
静岡県沼津市平沼384番地の２　カーサ萩原201号室、破産手続申立時の住所静岡県田方郡函南町上沢961番地の８
債務者　山川かえで
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１１号
静岡県裾野市御宿1321番地　トヨタ東富士2054
債務者　廣澤　快修
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１６号
静岡県伊豆の国市田原野341番地
債務者　星合　和八
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３５３６号
愛知県春日井市松河戸町2351番地１　グランドゥールH303号
債務者　鈴木　育子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７１号
名古屋市千種区下方町６丁目28番地　ハニリリカⅡ207号
債務者　櫻井美八子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部